

## 設工認(分割第2回)変更申請書の一部差替えについて

### 1. 概要

リサイクル燃料備蓄センター(以下「RFS」という。)の分割第2回目設工認変更申請書公開版(以下、「設工認申請書」という。)において、商業機密の一部にマスキングを追加すべき箇所があることを確認した。

このため、提出した設工認申請書および既にHP上で公開されているPDFデータの差し替えを実施させていただきたい。

なお、当該事象については、不適合処理を実施し、当該部分以外に同様の箇所が無いことを確認した。

### 2. マスキングを追加すべき箇所について

- ・ 添付1-1-1 使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書(BWR用大型キャスク(タイプ2A))
- ・ 添付5-3-1 金属キャスクの耐震性に関する計算書(BWR用大型キャスク(タイプ2A))
- ・ 添付5-4-1 貯蔵架台の耐震性に関する計算書(BWR用大型キャスク(タイプ2A))
- ・ 添付19-3-1-1-1 金属キャスクの構造図(BWR用大型キャスク(タイプ2A))

### 3. マスキングが不要な箇所について

マスキングを追加すべき箇所の確認の際に商業機密のマスキング対象を精査した結果、本来マスキング不要な箇所にマスキングしている書類があることを確認した。これらの箇所については補正申請時に適正化を図ることとさせていただきたい

### 4. 不適合対応について

当社の実施した不適合対応状況について、別紙1「商業機密マスキングに係る不適合について」に示す。

以上

## 商業機密マスキングに係る不適合について

## 1. はじめに

RFSの設工認申請書における要目表記載事項及び金属キャスクの概略構造図の一部に本来非公開情報としてマスキングすべき情報がマスキングされず、公開資料として提出されていることを当社社員が確認した。

当該事象については、QMSマニュアルの不履行として、不適合報告(21-NC-10「分割2回目設工認変更申請書公開版における非公開情報のマスキング漏れについて」2022年1月17日CAP委員会開催)を発行して、対応している。(添付1参照)

なお、本件は補足説明資料として当社設工認申請書と日立GE(株)型式指定申請書との比較表を作成した際、マスキング範囲の異なる箇所があったため、設工認申請書を再確認したことで判明したもの。(添付2参照)

## 2. マスキングを追加すべき箇所について

- ・ 添付1-1-1 使用済燃料が臨界に達しないことに関する説明書(BWR用大型キャスク(タイプ2A))
- ・ 添付5-3-1 金属キャスクの耐震性に関する計算書(BWR用大型キャスク(タイプ2A))
- ・ 添付5-4-1 貯蔵架台の耐震性に関する計算書(BWR用大型キャスク(タイプ2A))
- ・ 添付19-3-1-1-1 金属キャスクの構造図(BWR用大型キャスク(タイプ2A))

## 3. 原因分析

今回の不適合については、以下の3つの要因があったと考えられる。(添付3参照)

- (a) 当社からメーカーに対しマスキング必要箇所のレビュー依頼をしたが、当社から具体的なレビュー事項を指示しなかったこと、また依頼を受けたメーカー担当者もマスキング必要箇所のレビューが含まれているとの認識が低く、マスキング漏れの状態で資料が提出された。
- (b) 当社チェック実施者の一人は、過去の不適合を踏まえたマスキング範囲の教育を受けておらず、ダブルチェックの機能が働かなかった。
- (c) 元々メーカーが作成した書類であったことから、メーカー側にマスキング漏れがないだろうとの思い込みの可能性があり、申請前のチェックの際に当該箇所の確認が漏れてしまった。

## 4. 是正処置について

原因分析の結果、以下のように対応する。不適合の処理状況について添付4に示す。

- (a) メーカーへ商業機密に係る箇所の確認を依頼する場合は、追加仕様書及びメール本文にその旨を記載する。
- (b) 文書及び記録管理マニュアルQ-3-D1-2-2設計及び工事の計画の(変更)認可申請書記載事項確認に基づく申請書類のチェックを行う前に、マスキング範囲の教育を実施する。この教育では、次項(c)の対象リストを用いる。
- (c) 申請の都度、最新のマスキング対象を網羅的に確認できるようマスキング対象リストを作成し、申請書類のチェック時に使用する。

## 5. 添付資料

- 添付1 不適合報告(21-NC-10「分割2回目設工認変更申請書公開版における非公開情報のマスキング漏れについて」抜粋)
- 添付2 設工認申請書マスキング漏れに係る経緯(時系列)
- 添付3 設工認申請書マスキング漏れ不適合の原因分析
- 添付4 不適合の処理状況

## 不適合報告 / CR Rev3

様式1  
(1/3)

件名	分割2回目設工認変更申請書公開版における非公開情報のマスキング漏れについて		
----	---------------------------------------	--	--

管理No.	事務局受付日	CAP委員会開催日	起票Gr( キャスク設計製造G )		協力企業	
			GM	担当又は作成者		
21-NC-10	(2022. 1. 17)	(2022. 1. 18)	■	■	-	
			(2022. 1. 17)	(2022. 1. 17)		
グレード ド案	CAQ (リサイクル燃料備蓄センターの安全性に影響を及ぼす状態)		N-CAQ (リサイクル燃料備蓄センターの安全性に影響を及ぼさない状態)			
	B		-			
基本情報	設備	設備名称	—		機器名称	—
		型式	—		メーカー名	—
		Tag No.			使用前事業者検査対象	無
	運用	業務	—			
		文書	—			
不適合事象 / CRの内容	①発見日時					
	2022年1月17日11時00分					
	②事象の内容				添付資料	有
	[内容] 分割2回目設工認変更申請書公開版(以下、設工認申請書)における要目表記載事項及び金属キャスクの概略構造図の一部に本来非公開情報としてマスキングすべき情報がマスキングされず、公開資料として提出されていることを当社社員が確認した。本件は補足説明資料として当社設工認申請書と日立GE型式指定申請書との比較表を作成した際、マスキング範囲の異なる箇所があったため、改めて設工認申請書を確認したことで判明したものの。					
	[リサイクル燃料備蓄センターの安全性への影響]		事業開始前(建設段階)における影響		無	
	[その他、本事象による影響] 設工認申請書の補正が必要となる。					
	③原因(推定を含む)					
	①設計及び工事の計画の(変更)認可申請書記載事項権における様式1作成の際に、当該概略構造図の非公開情報の確認漏れが生じた。 ②メーカー確認済の資料であったため、要目表と突き合わせて確認を実施しなかった。					
	④不適合処置(下のいずれか該当する処置を選択する)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 不適合の応急処置(タグの取り付け、隔離等) <input type="checkbox"/> 不適合の特別採用(原子力の安全に及ぼす影響について評価し、それが許容可能なものであるとされた場合に、機器等の使用又は個別業務の実施(その不適合 に対する処置を行わないこと)について承認を行うもの) [処置内容] ①設工認申請書について差し替え版の資料作成済。 ②当該キャスクメーカー(日立GE)に非公開情報が公開されている事について連絡済み。					

## CAP委員会審議結果

グレード判定	CAQ (リサイクル燃料備蓄センターの安全性に影響を及ぼす状態)		N-CAQ (リサイクル燃料備蓄センターの安全性に影響を及ぼさない状態)	
	B		—	
	[理由] QMSマニュアル等記載事項の不遵守や不備により、履行しなければならない事項を履行しなかった事象 また、ヒューマンエラーの該当は「有」であり、その理由は設工認変更申請書公開版の非公開情報にマスキング漏れが発生したため。		[理由] —	
是正処置等	是正処置	有	同様の不適合事象が発生しないよう対策が必要のため	
	水平展開	有	現在申請中の資料のうち、マスキング対象となる情報を取り扱っているのが設工認変更申請書のための	
	根本原因分析	無	Bグレードの不適合であるため	
	改善処置	無	—	
指示事項	無	指示事項		対応結果
		—		—

計画の報告				計画承認(是正処置等担当Gr キヤスク設計製造G)		
社長 (Aグレードの場合)	使用済燃料取扱主任者 (Aグレードの場合)	センター長 (Aグレードの場合)	部長 (Bグレードの場合)	部長 (Aグレードの場合)	GM	担当者
(202. . .)	(202. . .)	(202. . .)	(2022.3.24)	(202. . .)	(2022.3.23)	(2022.3.23)
<b>①原因(CRは要因)</b>						
[内容] (a)当社からメーカーに対しマスキング必要箇所のレビュー依頼をしたが、当社から具体的なレビュー事項を指示しなかったこと、また依頼を受けたメーカー担当者もマスキング必要箇所のレビューが含まれているとの認識が低く、マスキング漏れの状態で資料が提出された。(添付資料3-①-i) (b)当社チェック実施者の一人は、過去の不適合を踏まえたマスキング範囲の教育を受けておらず、ダブルチェックの機能が働かなかった。(添付資料3-③-iii) (c)元々メーカーが作成した書類であったことから、メーカー側にマスキング漏れがないだろうとの思い込みの可能性があり、申請前のチェックの際に当該箇所の確認が漏れてしまった。(添付資料3-①-ii, 3-②-i, 3-③-i, 3-③-ii, 3-④-i, 3-④-ii)						
<b>②不適合処置(修正)</b> ・当該箇所の再提出を実施する。						
<b>③是正処置(水平展開含む)</b> (a)メーカーへ商業機密に関係する箇所の確認を依頼する場合は、追加仕様書及び依頼メール本文にその旨を記載する。(添付資料3-①-I) (b)文書及び記録管理マニュアルQ-3-D1-2-2設計及び工事の計画の(変更)認可申請書記載事項確認に基づく申請書類のチェックを行う前に、マスキング範囲の教育を実施する。この教育では、次項(c)の対象リストを用いる。(添付資料3-③-II) (c)申請の都度、最新のマスキング対象を網羅的に確認できるようマスキング対象リストを作成し、申請書類のチェック時に使用する。(添付資料3-①-II, 3-②-I, 3-③-I, 3-④-I)						
<b>④改善処置(CRの場合)</b>						
CAP委員会計画報告日				(2022. 2. 15)		

是正処置等の計画

<b>①不適合処置(修正)</b>						
<b>②是正処置(水平展開含む)</b>						
<b>③改善処置(CRの場合)</b>						
完了報告				完了承認(是正処置等担当Gr )		
社長 (Aグレードの場合)	使用済燃料取扱主任者 (Aグレードの場合)	センター長 (Aグレードの場合)	部長 (Bグレードの場合)	部長 (Aグレードの場合)	GM	担当者
(202. . .)	(202. . .)	(202. . .)	(202. . .)	(202. . .)	(202. . .)	(202. . .)
CAP委員会への完了報告日				(202. . .)		

是正処置等の結果

時系列	<p>経過</p> <p>(日時、主語(誰が)・述語(何をした)を明記する)</p> <p>1月17日(月)</p> <p>11:00頃に当社社員が、令和3年11月12日に申請した設工認申請書に非公開情報が公開されている事を確認した。</p> <p>11:05頃に発見者から、キャスク設計製造GMIに規制庁HP上で非公開情報が公開されている事を報告し、不適合として対応することの指示を受け、不適合としての処置を開始した。(キャスクメーカーにも連絡)</p> <p>16:00頃に申請書の設工認公開用資料(案)についてマスキング版(差し替え版)の作成を完了した。</p> <p>2月1日(火)</p> <p>CAP委員会にて是正処置の計画について了解され、コメントに基づき設工認申請書作成担当Gにマスキング範囲の確認を依頼した。</p> <p>2月15日(火)</p> <p>上記依頼を確認中。</p> <p>過去の設工認資料の非公開範囲のマスキング漏れに関する不適合の是正処置の実効性のレビュー結果及び今回報告した本事象に対する是正処置との比較結果を作成し添付資料4とした。</p> <p>2月25日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設工認申請書作成担当Gによるマスキング範囲確認の結果、マスキング漏れ及びマスキング不要箇所のマスキングが無いことを確認した。</li> <li>・商業機密マスキング対象リストを作成した。</li> <li>・是正処置の具体的な方法については、次年度以降の教育・訓練計画に過去の不適合事例教育を反映し、同様な不適合の再発防止を図ることとした。</li> </ul> <p>3月11日(金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該マスキング漏れ箇所の再提出に先立ちNRAに説明資料を提出した。</li> </ul> <p>3月14日(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3次マニュアルQ3-D1-2-2に申請書類のチェック時の留意事項を反映した。</li> </ul>
-----	--

参考	<p>原因—傾向分析(不適合の場合)</p> <p>(1)現象 分類:</p> <p>(2)原因 分類:</p> <p>(3)対策 分類:</p> <p>分類コードは、Q-2-N1「不適合等管理マニュアル」最新版を参照に分類を行う。</p>
----	--

履歴(時系列欄の修正のみに使用)								
	改訂理由							
rev.1	<input type="checkbox"/> 時系列追加・修正 <input checked="" type="checkbox"/> CAP委員会指導・助言反映	<table border="1"> <tr> <td>GM(承認)</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>(2022. 1. 18)</td> <td>(2022. 1. 18)</td> </tr> </table>	GM(承認)	担当	■	■	(2022. 1. 18)	(2022. 1. 18)
GM(承認)	担当							
■	■							
(2022. 1. 18)	(2022. 1. 18)							
rev.2	<input checked="" type="checkbox"/> 時系列追加・修正 <input checked="" type="checkbox"/> CAP委員会指導・助言反映	<table border="1"> <tr> <td>GM(承認)</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>(2022. 2. 14)</td> <td>(2022. 2. 14)</td> </tr> </table>	GM(承認)	担当	■	■	(2022. 2. 14)	(2022. 2. 14)
GM(承認)	担当							
■	■							
(2022. 2. 14)	(2022. 2. 14)							
rev.3	<input type="checkbox"/> 時系列追加・修正 <input type="checkbox"/> CAP委員会指導・助言反映	<table border="1"> <tr> <td>GM(承認)</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>(2022. 2. 28)</td> <td>(2022. 2. 28)</td> </tr> </table>	GM(承認)	担当	■	■	(2022. 2. 28)	(2022. 2. 28)
GM(承認)	担当							
■	■							
(2022. 2. 28)	(2022. 2. 28)							
rev.4	<input type="checkbox"/> 時系列追加・修正 <input type="checkbox"/> CAP委員会指導・助言反映	<table border="1"> <tr> <td>GM(承認)</td> <td>担当</td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>■</td> </tr> <tr> <td>(2022. 3. 23)</td> <td>(2022. 3. 23)</td> </tr> </table>	GM(承認)	担当	■	■	(2022. 3. 23)	(2022. 3. 23)
GM(承認)	担当							
■	■							
(2022. 3. 23)	(2022. 3. 23)							

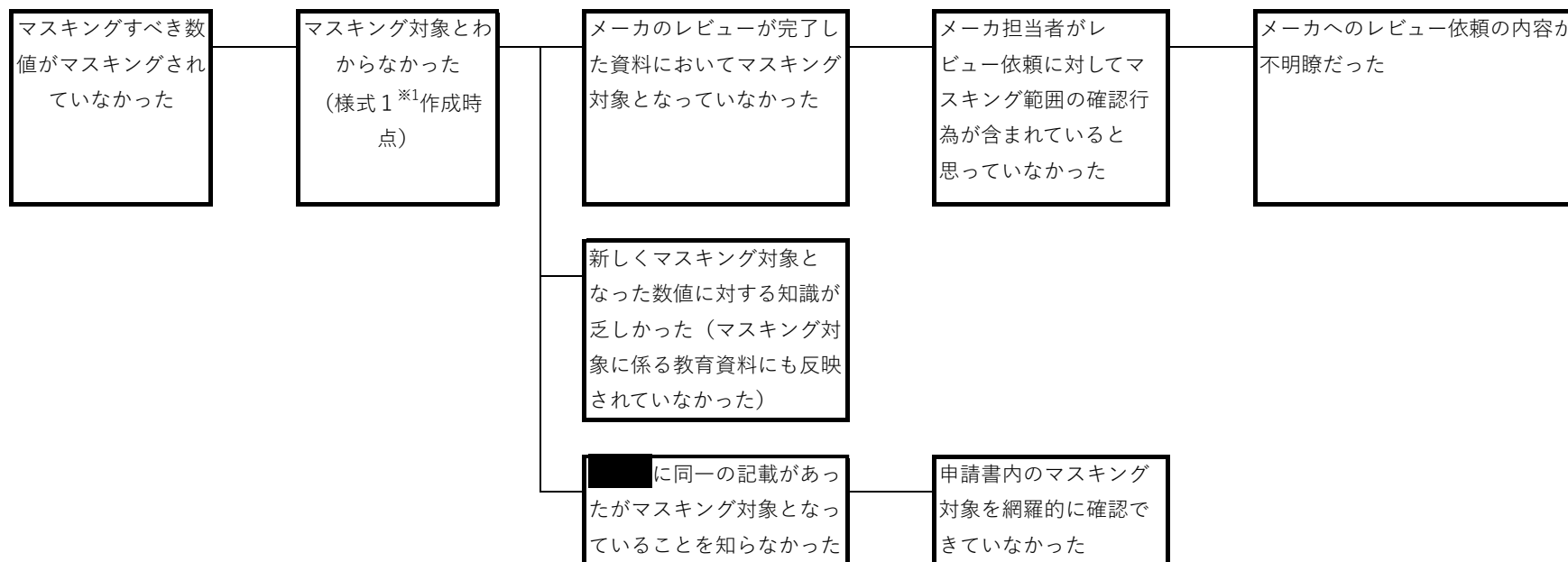
知的財産 取扱注意 社内関係者限り 品質保証部 品質保証グループ 2021年9月1日

## 設工認申請書マスクング漏れに係る経緯（時系列）

- 2021/11/12 以前 R F S 分割第 2 回目設工認変更申請書の QMS チェック
- 2021/11/12 R F S 分割第 2 回目設工認変更申請
- 2022/1/17 当社社員が，令和 3 年 1 1 月 1 2 日に申請した設工認申請書に非公開情報が公開されている事を確認した。  
発見者から，キャスク設計製造 GM に規制庁 HP 上で非公開情報が公開されている事を報告し，不適合として対応することの指示を受け，不適合としての処置を開始した。（キャスクメーカーにも連絡）  
申請書の設工認公開用資料（案）についてマスクング版（差し替え版）を作成した。
- 2022/2/25 設工認申請書作成担当 G によるマスクング範囲確認の結果，マスクング漏れ及びマスクング不要箇所のマスクングが無いことを確認した。
- 2022/3/25 当該マスクング漏れ箇所の再提出に先立ち N R A に説明資料を提出した。

# 設工認申請書マスキング漏れ不適合の原因分析

(① [REDACTED])



※1 文書及び記録管理マニュアル様式1 申請書新旧比較表, 補正書記載事項チェックリスト

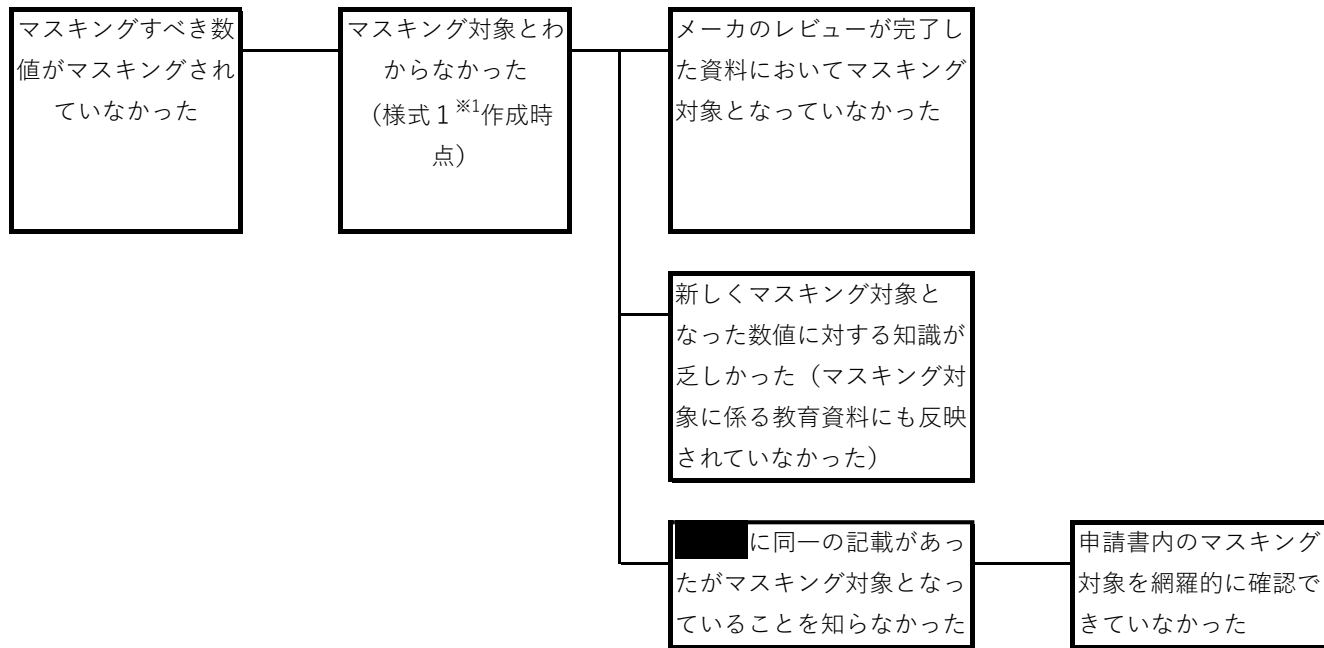
今回の悪さ加減

- i レビュー依頼が不明瞭であったこと
- ii 申請書内の最新のマスキング対象を網羅的に確認できていなかったこと

あるべき姿

- I 設工認申請書のレビュー依頼の際に設工認技術支援業務委託に則ったマスキング確認依頼を含む旨を明確にする
- II 申請の都度, 最新のマスキング対象を網羅的に確認できるよう管理する。

# 設工認申請書マスキング漏れ不適合の原因分析 (② [REDACTED])



※1 文書及び記録管理マニュアル様式1 申請書新旧比較表, 補正書記載事項チェックリスト

今回の悪さ加減

- i 申請書内の最新のマスキング対象を網羅的に確認できていなかったこと

あるべき姿

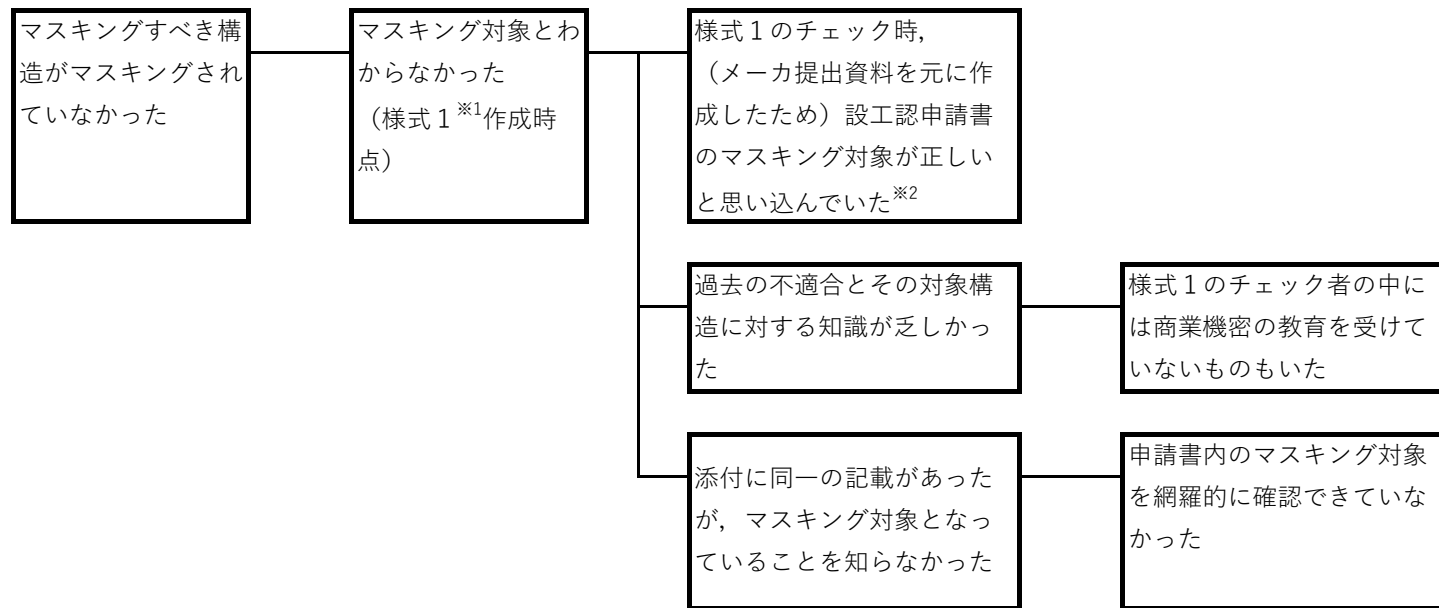
- l 申請の都度, 最新のマスキング対象を網羅的に確認できるよう管理する。



# 設工認申請書マスクング漏れ不適合の原因分析

(③ [REDACTED])

添付3 (3/4)



※1 文書及び記録管理マニュアル様式1 申請書新旧比較表, 補正書記載事項チェックリスト

※2 結果的に修正作業中に当該箇所のマスクングが外れたものと推定

今回の悪さ加減

- i メーカー提出資料を元に作成されているためマスクング範囲が抜けていると思わなかった
- ii 申請書内の最新のマスクング対象を網羅的に確認できていなかったこと
- iii 商業機密の教育を受けていなかった

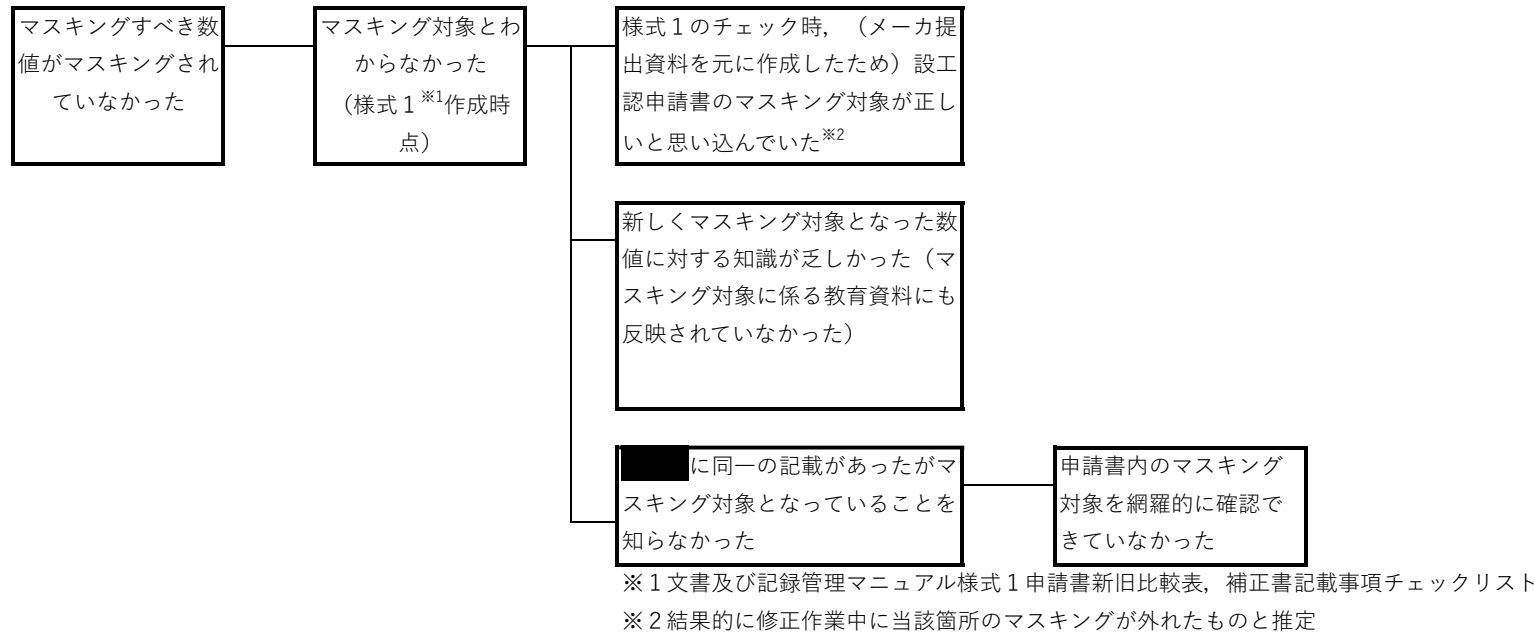
あるべき姿

- I 申請の都度, マスクング対象を網羅的に確認する。
- II マスクング範囲の教育を全員に適切なタイミングで実施する

# 設工認申請書マスクング漏れ不適合の原因分析

(④ [REDACTED])

添付3 (4/4)



今回の悪さ加減

- i メーカ提出資料を元に作成されているためマスクング範囲が抜けていると思わなかった
- ii 申請書内の最新のマスクング対象を網羅的に確認できていなかったこと

あるべき姿

- I 申請の都度, マスクング対象を網羅的に確認する。

## 不適合の処理状況

- 2022/1/18 CAP委員会にて不適合を起票した。
- 2022/2/1 CAP委員会にて是正処置の計画について了解され、コメントに基づき設工認申請書作成担当Gにマスキング範囲の確認を依頼した。
- 2022/2/15 上記依頼を確認中。過去の設工認資料の非公開範囲のマスキング漏れに関する不適合の是正処置の実効性のレビュー結果及び今回報告した本事象に対する是正処置との比較結果を作成した。
- 2022/2/25 設工認申請書作成担当Gによるマスキング範囲確認の結果、マスキング漏れ及びマスキング不要箇所のマスキングが無いことを確認した。  
商業機密マスキング対象リストを作成した。  
是正処置の具体的な方法については、次年度以降の教育・訓練計画に過去の不適合事例教育を反映し、同様な不適合の再発防止を図ることとした。
- 2022/3/14 3次マニュアル Q3-D1-2-2 に申請書類のチェック時の留意事項を反映した。